

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

令和7年3月27日
財 務 省

令和7年2月7日付で、財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。御協力いただき、ありがとうございました。

1 実施方法

(1) 募集期間

令和7年2月7日（金）から3月10日（月）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2 御意見の総数

2件

3 本件に関するお問い合わせ先

財務省大臣官房文書課業務企画室業務企画第2係

電話：03-3581-4111（内線 5952）

○ 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>この法案の改正には賛成します。ただし、具体的な手数料の徴収方法などの記載もすべきと考えます。</p>	<p>御指摘の具体的な手数料の納付方法については、手続によってその方法が異なる場合も想定されることから、個別手続ごとにご案内することを予定しております。</p>
<p>特段の反対は無いが、あまり意義が大きな改正でもないように思われた。(ただ、扱いについての規定がなされるのは望ましい事ではあると考える。)</p> <p>重要なのは、財務省が、国への手数料等の費用納付について、その具体的な手段の整備を行う事であるとする。</p> <p>これまで収入印紙によって行われていた各種手続での費用納付について、財務省が費用納付のためのサイトをインターネット上に作ってそこで費用の電子納付が行えるような形になると(各省庁等(独立行政法人等も可能だとより良いであろう。))で提供しているサービスについて、そのサイトを用いて電子納付及びその確認が行えると良いと考える。)、国民としてはありがたく思う。(行政機関への情報公開請求・個人情報開示請求、各種手続について、また裁判所の訴訟等の手数料の納付について、そのようなサイトで納付を行えると良いと考える(便利かつ公正性の確保がより行われる事になるのではないかと考える。))</p> <p>財務省によっての、国への費用納付のためのサイトが設置される事を求めたい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>なお、本改正案は、財務省関係の行政手続等における情報通信技術の活用について規定するものであり、各府省庁の行政手続等について網羅的に規定するものではございません。</p>

以上